各環境保健所生活環境課長 様

廃棄物・リサイクル対策課

建設工事から生じる廃棄物の適正処理に係る指導について

このことについて、これまでも下記に示す通知などにより、建設汚泥などの建設工事から生じる廃棄物の取扱いについて周知してきたところですが、依然として関係者から種々の照会があります。

ついては、当課において、過去の関連通知等を取りまとめた上で、ホームページに 掲載することとしたので、貴課におかれましては、関係者からの照会に対して、当該 通知等を参考にされ、周知・指導について遺漏ないようよろしくお願いいたします。

記

- 建設副産物適正処理推進要綱(平成14年5月30日)
- ・建設汚泥処理物の廃棄物該当性の判断指針について(平成17年7月25日)
- ・建設汚泥の再生利用に関するガイドライン(平成18年6月12日)
- ・リサイクル原則化ルール(平成18年6月12日)
- 建設汚泥処理十利用技術基準
- ・建設汚泥の再生利用指定制度の運用における考え方について(平成18年7月4日)
- ・建設工事から生ずる廃棄物の適正処理について(平成23年3月30日)